

令和7年 第1回

士幌町議会定例会議案

令和7年3月7日

議案第1号	令和6年度士幌町一般会計補正予算（第12号）
議案第2号	令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第3号	令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
議案第5号	定住自立圏形成協定の変更について
議案第6号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第7号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第8号	士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第11号	職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号	士幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例案
議案第13号	士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例案
議案第14号	報酬に関する条例の一部を改正する条例案
議案第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第16号	士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第17号	士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第18号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第19号	建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例案
議案第20号	士幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案
議案第21号	令和7年度士幌町一般会計予算
議案第22号	令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第23号	令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第24号	令和7年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第25号	令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号	令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算
議案第27号	令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算
議案第28号	令和7年度士幌町下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月7日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 5 号

定住自立圏形成協定の変更について

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更する。

説 明

定住自立圏形成協定の変更について、士幌町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議決を経ようとするものである。

別紙

定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

令和7年3月
帯広市・士幌町

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と士幌町（以下「乙」という。）は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 救急医療体制等の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

(2) 地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

2 福祉

(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

(2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

(3) 高齢者の生活支援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークを通じての搜索や、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。

3 教育

(1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

(2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

(3) スポーツ大会等の誘致

取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	<p>ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。</p> <p>イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。</p> <p>ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。</p>	<p>ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。</p> <p>イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。</p> <p>ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。</p>

4 産業振興

(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。

(2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	ア 「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を乙と連携して推進する。	ア 協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。 イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と連携して推進する。

(3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とち勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア 圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア 圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。</p>	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。</p>	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。</p>

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。</p>	<p>ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。</p> <p>イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。</p>	<p>ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。</p> <p>イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。</p>

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
<p>地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の構築を目指す。</p>	<p>脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。</p>	<p>脱炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。</p>

6 防災

(1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

河東郡士幌町字士幌225番地

乙 士幌町

士幌町長 高 木 康 弘

議案第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第3号及び第4号、第14条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(士幌町表彰条例の一部改正)

第2条 士幌町表彰条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

(士幌町消防団条例の一部改正)

第3条 士幌町消防団条例(平成27年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(士幌町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 士幌町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第5条 士幌町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第14条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

説 明

刑法等の改正により、条例を改正するものである。

議案第7号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(土幌町監査委員条例の一部改正)

第1条 土幌町監査委員条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(土幌町国民健康保険病院事業条例の一部改正)

第2条 土幌町国民健康保険病院事業条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和6年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(土幌町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 土幌町下水道事業の設置等に関する条例（令和6年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

説 明

地方自治法の改正により、条例を改正するものである。

議案第 8 号

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町子ども医療費の助成に関する条例

第 1 条、第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条各号列記以外の部分並びに第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに第 7 条第 1 項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 8 条の 2 ただし書中「申請期間については、」の次に「町長が認める場合を除き」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 ただし書を改正する規定は、公布の日から施行する。

説 明

「乳幼児等」を「子ども」に改めるほか、償還払いによる助成の申請期間について長の裁量要件を加えるため、条例を改正するものである。

議案第9号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

7 町長	乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

」を「

7 町長	子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第2を次のように改める。

機関	事務	特定個人情報
1 町長	町が設置する住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報
2 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報又は介護保険給付等関係情報
3 町長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	年金給付関係情報又は住登外者宛名情報
4 町長	心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報又は生活保護関係情報
6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報
7 町長	子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報、医療保険給付関係情報又は土幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対

		する医療費の助成に関する情報（以下「重度及びひとり親医療費関係情報」という。）
8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、住登外者宛名情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報又は士幌町子ども医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報 （以下「子ども医療費関係情報」という。）
9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、年金給付関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、重度及びひとり親医療費関係情報又は子ども医療費関係情報

別表第3を次のように改める。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報
2 教育委員会	就学援助に関する事務であ	町長	地方税関係情報、住

	って規則で定めるもの		民票関係情報、住登外者宛名情報又は就学支援金の支給に関する情報
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

説 明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体システムの統一・標準化及び士幌町乳児等医療費の助成に関する条例の改正により、条例を改正するものである。

議案第10号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(昭和40年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の4第2項中「3歳に達しない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。」を「前3項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。」に、「とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条第1項中「規則で定める者」の次に「(第12条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員が育児・介護等に係る休暇等の取得要件の拡大を図ることを目的として条例を改正するものである。

議案第11号

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の令和7年度における年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の当該職員のこの条例による改正前の職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による令和7年における年次有給休暇の残日数に5日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）を加えた日数とする。

説 明

職員の年次有給休暇の整理期間を暦年から年度に改めるため、条例を改正するものである。

議案第12号

士幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例案

士幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例
士幌町社会福祉委員会条例（昭和44年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

士幌町社会福祉委員会は、民生委員児童委員と整理し役割を終えたため、条例を廃止するものである。

議案第13号

士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例案

士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例

(目的及び設置)

第1条 この条例は、国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」の提言等を踏まえ、本町の子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点から、学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域展開に向けた課題に取り組むため、士幌町学校部活動地域展開準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 準備会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 準備会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域展開に係る諸課題について検討及び整理すること。
- (2) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (3) 部活動の地域展開後の運営方法等に関すること。
- (4) 児童生徒、教職員及び保護者への調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域展開に関する必要な事項。

(組織)

第4条 準備会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 士幌町立学校の校長・教頭及び教職員
- (2) 士幌町スポーツ推進員
- (3) 町体育連盟代表者
- (4) 町文化協会代表者
- (5) 町内スポーツ・文化芸術事業関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から、第2条に規定する設置期間までの期間とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 準備会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、準備会を代表して、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 準備会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議決は、議長を含めて出席委員の過半数で決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 準備会の庶務は、士幌町教育委員会教育課において行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

学校部活動及び地域クラブの在り方等に関する総合ガイドラインにより、学校における部活動の地域展開に係る取り組みの検討が必要であることから、条例を制定するものである。

議案第14号

報酬に関する条例の一部を改正する条例案

報酬に関する条例の一部を改正する条例

報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		報酬額
教育委員会委員		月額 36,000円
農業委員	会長	月額 56,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額
	会長職務代理者	月額 40,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額
	委員	月額 36,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額
監査委員	識見者	月額 115,000円
	議会選出	月額 36,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
	補充員	日額 7,000円
公平委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
選挙長		日額 8,000円
選挙長職務代理者		日額 7,000円
投票所の投票管理者		日額 8,000円
投票所の投票管理者職務代理者		日額 7,000円

期日前投票所の投票管理者		日額 8,000円
期日前投票所の投票管理者職務代理者		日額 7,000円
開票管理者		日額 8,000円
開票管理者職務代理者		日額 7,000円
選挙立会人		日額 7,000円
投票所の投票立会人		日額 7,000円
期日前投票所の投票立会人		日額 7,000円
開票立会人		日額 7,000円
社会教育委員	議長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
国民健康保険運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町公民館運営審議会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町防災会議委員		日額 6,000円
士幌町国民保護協議会委員		日額 6,000円
士幌町特別職報酬等審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町環境審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
民生委員推薦会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町農業振興基金運用委員会委員		日額 6,000円
士幌町功労者選考委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町町民会議	議長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町教育支援委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町学校給食センター運営委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会委員		日額 6,000円

士幌町行政改革推進委員会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町農業振興人材育成基金運用委員会委員		日額 6,000円
士幌町公共料金等審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員		日額 6,000円
士幌町酪農振興基金運用委員会委員		日額 6,000円
士幌町農地等交換分合事業推進委員会委員		日額 6,000円
スポーツ推進委員	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町懲戒審査委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町男女共同参画審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
学校運営協議会、認定こども園運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町保健医療福祉総合推進協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町地域包括支援センター運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額 12,000円
	委員	日額 12,000円
士幌町子ども・子育て会議	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町行政不服審査会	会長	日額 12,000円
	委員	日額 12,000円
士幌町地方創生推進会議	大学教授等	日額 10,000円
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

士幌町空家等対策協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町成年後見制度申立審査会委員		日額 6,000円
士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会委員		日額 6,000円
士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議委員		日額 6,000円
士幌町地域ケア会議委員		日額 6,000円
士幌町農業委員会委員候補者評価委員会		日額 6,000円
士幌町開町記念事業検討委員会		日額 6,000円
士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会	アドバイザー	日額 10,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町学校部活動地域展開準備会委員		日額 6,000円
その他の非常勤職員		毎年度予算の定めるところによる。

備考

- 1 日額報酬のうち1回の要務時間が3時間未満の場合は、標記金額の2分の1を乗じた額とする。
- 2 日額報酬のうち1回の要務時間が6時間以上9時間未満の場合は、標記金額の2分の1を加算した額とする。
- 3 日額報酬のうち1回の要務時間が9時間以上の場合は、標記金額に2を乗じた額とする。
- 4 研修参加に伴う報酬は、支給しない。
- 5 士幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員、士幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザーの日額報酬については、備考1から備考3の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

農地利用最適化事業の交付申請基準の変更等の理由により、条例を改正するものである。

議案第15号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

第7条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第13条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800

31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	347,400	388,200		
91	257,500	298,600	347,800	388,600		
92	257,800	299,000	348,200	389,000		
93	258,100	299,200	348,400	389,300		
94		299,400	348,800	389,800		
95		299,700	349,200	390,200		
96		300,100	349,500	390,600		

97		300,300	349,800	390,900		
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				
定年前再任 用短時間勤 務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切り替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

旧号俸	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1

3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23

36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56

69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		

102	98	94		
103	99	95		
104	100	96		
105	101	97		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第16号

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、住居手当及び期末手当」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の住居手当）

第25条の2 給与条例第8条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員のうち、任期が6月以上でかつ週の勤務時間が37時間30分以上の者について準用する。

第28条第2項第1号中「計算して得た額」の次に「この場合において「第20条第1項の規定により計算して得た額」とあるのは「次に掲げるものの合算額」と読み替えるものとする。」を加え、同号に次のように加える。

ア 第20条に規定する報酬の月額

イ 住居手当の月額（第25条の2において準用する、給与条例第8条の2第1項第1号に規定する職員に支給する住居手当を除く。）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

パートタイム会計年度職員のうち、週の勤務時間が37時間30分以上（1日の勤務時間が7時間30分以上）の者に対して、住居手当を支給することを目的として条例を改正するものである。

議案第17号

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第18号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.52」を「100分の5.25」に改める。

第5条中「30,000円」を「29,800円」に改める。

第5条の2第1号中「26,000円」を「26,500円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「13,250円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「19,875円」に改める。

第6条中「100分の2.30」を「100分の2.38」に改める。

第7条の2中「11,500円」を「11,100円」に改める。

第7条の3第1号中「9,800円」を「9,700円」に改め、同条第2号中「4,900円」を「4,850円」に改め、同条第3号中「7,350円」を「7,275円」に改める。

第8条中「100分の0.82」を「100分の1.02」に改める。

第9条の2中「13,500円」を「12,800円」に改める。

第9条の3中「8,500円」を「8,300円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,500円」を「4,470円」に改め、同号イ中「7,500円」を「7,450円」に改め、同号ウ中「12,000円」を「11,920円」に改

め、同号エ中「15,000円」を「14,900円」に改め、同項第2号ア中「1,725円」を「1,665円」に改め、同号イ中「2,875円」を「2,775円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「4,440円」に改め、同号エ中「5,750円」を「5,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

国の方針等に基づく令和12年度の保険料水準の統一までの段階的な保険税率等の見直しとともに賦課限度額及び軽減判定基準における地方税法の改正に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第19号

建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例案

建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例

建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、町長、副町長、会計管理者」を「、副町長、総務課長及び会計管理者」に改める。

第3条第1項中「町長」を「副町長」に改め、同条第2項中「副町長」を「総務課長」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

入札参加者の指名において、発注者の恣意的判断や不正な行為につながらないよう、公正性・透明性をより一層確保することを目的に組織体制を改めるため、条例を改正するものである。

議案第20号

士幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案

士幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

士幌町簡易水道事業給水管理条例(昭和45年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第38条及び第39条を次のように改める。

(布設工事監督者の資格)

第38条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （水道技術管理者の資格）

第39条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、条例を改正するものである。

議案第21号

令和7年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第22号

令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第23号

令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第24号

令和7年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第25号

令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第26号

令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第27号

令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第28号

令和7年度士幌町下水道事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和7年度士幌町下水道事業会計予算を、別案のとおり提出する。